

議案第 1 号

上天草市地域公共交通活性化協議会役員の選任について

上天草市地域公共交通活性化協議会には次の役員を置く必要があり、上天草市地域公共交通活性化協議会規約第 7 条第 2 規定の規定より、委員の中から選任するもの。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 監 事 2 名

任期 令和 4 年 6 月 2 4 日～令和 6 年 6 月 2 3 日

役職名	役員職名	氏名
会 長		
副会長		
監 事		

(参考)

任期 令和 2 年 6 月 1 6 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

役職名	役員職名	氏名
会 長	熊本大学大学院 先端科学研究部 教授	柿本 竜治
副会長	上天草市企画政策部長	花房 博
監 事	上天草市区長連合会副会長 阿村・教良木河内支部代表理事	森崎 明廣
	上天草市区長連合会副会長 姫戸支部代表理事	山下 幸盛

上天草市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の改正が平成26年11月20日に施行され、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、市民、交通事業者及び行政の役割を定める「地域公共交通網形成計画」の策定ができることになった。その後、令和2年11月27日に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」と名称変更された。地域公共交通計画は、鉄道や路線バス等の公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すための計画であり、策定が努力義務化とされた。

このことを踏まえ、市では、上天草市地域公共交通網形成計画が本年度をもって期間満了を迎えることから、地域公共交通計画を策定する必要がある。

そのため、上天草市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- (1) 目的及び事業に係る計画の名称を改める。（第1条及び3条関係）
- (2) 事務局の所属部を改める。（第12条関係）

3 施行期日

令和4年7月1日

【参考】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

（地域公共交通計画）

第5条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2～13 （略）

（協議会）

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3～7 （略）

上天草市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 上天草市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画に基づき事業の実施に係る連絡調整を行うものとする。</p> <p>第2条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 交通計画の作成又は変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>第4条～第12条（略）</p> <p>（事務局）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 事務局は、上天草市企画政策部企画政策課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長を置き、企画政策部企画政策課長がこれに充たる。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第14条～第22条（略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 上天草市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下、「形成計画」という。）の作成に関する協議及び形成計画に基づく事業の実施に係る連絡調整を行うものとする。</p> <p>第2条（略）</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 形成計画の作成又は変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 形成計画に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) ～ (4) （略）</p> <p>第4条～第12条（略）</p> <p>（事務局）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 事務局は、上天草市総務企画部企画政策課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長を置き、総務企画部企画政策課長がこれに充たる。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>第14条～第22条（略）</p>

上天草市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 上天草市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成に関する協議及び交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整を行うものとする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、熊本県上天草市大矢野町上1514番地上天草市役所大矢野庁舎内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 交通計画の作成又は変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画に基づく事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) きんぱーるバスターミナルの維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 上天草市長又はその指名する者
- (2) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (3) 当市において事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 当市において事業を営む一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 第3号及び前号の事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 当市において事業を営む一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 住民及び利用者の代表
- (8) 道路管理者、警察署、学識経験者その他協議会が必要と認める者

2 協議会にアドバイザー等を置き、助言等を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所(委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条第1項の委員の中から協議会の会議（以下「会議」という。）において選任する。

（役員の仕事）

第8条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（会議）

第9条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の協議に当たっては、関係者間の合意形成を目指して、十分議論を尽くして行うものとし、議決の方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重するものとする。

（幹事会）

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第12条 第3条各号に掲げる事項については、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ幹事会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、上天草市企画政策部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、企画政策部企画政策課長がこれに充たる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

（業務の執行）

第14条 協議会の業務執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 上天草市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(2) 上天草市地域公共交通活性化協議会財務規程（以下「財務規程」という。）

（経費の負担）

第15条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（事業年度）

第16条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（資金の取扱い）

第17条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

（監査）

第18条 監事は、協議会の会計監査を行う。

2 監事は、会計監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第19条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第20条 会議に出席した委員等は、当該会議へ出席したときは、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年3月31日条例第33号）に準ずる。

（協議会が解散した場合の措置）

第21条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成24年3月27日から施行する。

2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規程にかかわらず、平成25年8月14日までとする。

3 協議会の設立初年度の会計年度については、第17条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成25年3月31日までとする。

附則

1 この規約は、平成29年6月23日から施行する。

附則

1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。

地域公共交通計画について

地域の移動手段をめぐる現状と課題

人口減少、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加により、公共交通の維持が容易でなくなってきた。地域における移動手段の維持・確保は、交通分野だけでなく、様々な分野に効果をもたらすことから、自治体を中心として、多様な関係者と連携し、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することが重要となっている。

法改正

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の一部改正（令和2年11月施行）

- ◆ 地方公共団体による地域公共交通計画（マスタープラン）の作成を努力義務化
- ◆ 従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（例えば、スクールバスなど）も計画に位置付け
- ◆ 定量的な目標（利用者、収支など）の設定、毎年度の評価等

地域公共交通計画

地域公共交通計画では、次のとおり持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することが求められている。

- 「地域にとっても望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランであること。
- 国の基本方針に基づき、法定協議会を開催し、交通事業者や地域の関係者等と協議を行い、作成すること。
- 従来のバスなどの既存の公共交通サービスを最大限に活用した上で、必要に応じ、地域の多様な輸送資源も活用する取組を盛り込むこと。
- 最新のデジタル技術などを考慮すること。

令和3年度上天草市地域公共交通活性化協議会 決算書

●収入

(単位：円)

款	項	目	節	予算額 (A)		収入済額 (B)	比較 (B-A)	実績
				当初	補正 予算等			
3	繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,305,074	0	1,305,074	0	令和2年度からの繰越し
4	諸収入	1 諸収入	1 雑入	26	0	12	△ 14	預金利息
合計				1,305,100	0	1,305,086	△ 14	

●支出

(単位：円)

款	項	目	節	予算額 (A)		支出済額 (B)	比較 (A-B)	実績	
				予算額	補正 予算等				
1	1 会議費	1 会議費	1 報酬	140,000	0	0	140,000	上天草市地域公共交通活性化協議会委員の報酬及び費用弁償として、予算計上していたが、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から、開催方法を対面会議から書面会議に変更したため、支出がなかったもの。	
			2 費用弁償	71,000	0	0	71,000		
			3 消耗品費	10,000	0	0	10,000		
	2 事務費	1 事務費	1 消耗品費	15,000	0	0	15,000		コピー用紙代や通知等発送用通信費等を予算計上していたが、本協議会の支出はなかったもの。
			2 役務費	15,000	0	0	15,000		
	2	1 事業費	1 事業費	1 事業費	250,000	0	0		250,000
2 消耗品費				12,000	0	0	12,000		
3	1 予備費	1 予備費	1 予備費	792,100	0	0	792,100		
合計				1,305,100	0	0	1,305,100		

収入済額

支出済額

差引残額

1,305,086

-

0

=

1,305,086

円

残額の1,305,086円については、次年度への繰越金とする。

令和4年3月31日

上記のとおり報告いたします。

上天草市地域公共交通活性化協議会 会長 柿本 竜治



会計監査報告

監査の結果、収支決算書は関係帳簿、通帳等と符合し、
適正に処理されていることを認め相違ないことを報告します。

令和 4年 3月 3日

監事 森崎明廣 

令和 4年 3月 3日

監事 山下章盛 

令和3年度上天草市地域公共交通網形成計画記載事業の事業評価について

平成30年3月に策定した上天草市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）に基づく事業について、令和3年度中における事業の実施状況及び効果、改善の方向性等の検証を実施するため、評価シートを作成しました。

1 形成計画に掲げる課題解決に向けた基本方針

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成
- (2) ターゲットや役割分担を明確にした地域公共交通体系の構築
- (3) 地域公共交通の利用促進及び需要創発
- (4) 市民と一体となり持続可能な地域公共交通に関する仕組みの構築

2 形成計画に掲げる課題解決に向けた目標

- (1) 地域公共交通の維持・確保
- (2) 地域資源を活用した地域公共交通の導入
- (3) 新たな地域公共交通の導入
- (4) 地域公共交通に対する市民の意識改善
- (5) 観光客などの地域公共交通の利便性向上
- (6) 地域公共交通に関する新たな仕組みづくり

3 目標に係る評価指標及び評価方法

目標	評価指標	評価時期・評価方法
(1)	① 路線バスの年間利用者数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 路線バスの年間利用者数について毎年状況を確認し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
	② 路線バスに係る年間赤字補てん額	【評価時期】 毎年 【評価方法】 路線バスに係る年間赤字補てん額について毎年状況を確認し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
	③ 乗合タクシーの年間利用者数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 乗合タクシーの年間利用者数について毎年状況を確認し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
	④ 乗合タクシーの収支率	【評価時期】 毎年 【評価方法】 乗合タクシーの収支率について毎年状況を確認し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
(2)	① スクールバスと路線バス等が連携した新たな地域公共交通の導入地域数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 導入地域数に加え、新たな地域公共交通の利用者の声を整理し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
(3)	① 新たな地域公共交通の導入地	【評価時期】 令和4年度 【評価方法】 新たな地域公共交通の導入地域数・内容

	域数	を踏まえ、今後の導入可能性について検討します。
(4)	① 地域公共交通座談会の実施件数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 座談会の実施件数・内容を踏まえ、参加者の声を整理するとともに、高齢者運転免許証自主返納者数の状況も整理し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
	② 市役所職員を対象としたノーマイカーデーの実施件数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 ノーマイカーデーの実施件数・内容に加え、参加率や参加者の声等を整理し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
(5)	① 路線バスを活用した観光施策の件数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 路線バスを活用した観光施策の件数・内容に加え、観光客（利用者）の声を整理し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。
(6)	① 地域と連携した利用促進の実施件数	【評価時期】 毎年 【評価方法】 地域と連携した利用促進の実施件数・内容に加え、地域の声や利用者の評価等を整理し、事業実施の効果及び改善策等について検討します。

4 事業評価シートの記載項目

- (1) 基本方針
形成計画で定める4つの方針を記載
- (2) 目標
形成計画で定める6つの目標を記載
- (3) 評価指標
形成計画で定める目標毎の評価指標を全て記載
- (4) 事業概要
令和3年度中に実施した事業の概要を記載
- (5) 実施主体
形成計画で定める事業毎の実施主体を全て記載
- (6) 事業評価
以下の項目について、事業評価を記載
 - ア 事業実施の適切性 (A適切であった B概ね適切であった C適切でない
ー評価不能)
 - イ 目標・効果達成状況 (A目標達成 B概ね目標達成 C未達成 ー評価不能)
 - ウ 主な取組
 - エ 事業の今後の改善点

5 事業評価シート

項目 1

基本方針	記「1（1）」 持続可能な地域公共交通網の形成（路線バス）	
目標	記「2（1）」 地域公共交通の維持・確保	
評価指標	①	路線バスの年間利用者数 165,038 人
	②	路線バスの年間赤字補てん額 94,578 千円
事業概要	さんばーるバス停留所を拠点とし、主に上島地域において路線バスの運行区間や経路等の見直しを行う。併せて、各種拠点における地域公共交通相互の乗換情報提供や接続ダイヤの強化など、連携強化を図るもの。	
実施主体	上天草市（コミュニティバス）、産交バス（一般路線バス）、地域住民	
事業実施の適切性	B	上島地域における路線バスの利用状況を踏まえ、運行区間などの見直しを検討している。また、年末年始のダイヤ変更など、運行の効率化及び利便性の向上を図っている。
目標・効果達成状況	C	<p>① 年間利用者数について、令和 3 年度は 121,821 人となり、指標と比べると 43,835 人（指標比 73.5%）少なかった。前年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響等が一因として考えられるが、令和 2 年度の実績と比べても、利用者が 4,605 人（前年比 96.4%）減少しており、目標未達成であった。</p> <p>② 年間赤字補てん額について、令和 3 年度実績 114,998 千円で、指標と比べると 20,420 千円（指標比 121.6%）の増、前年度と比べると 607 千円（前年比 100.5%）の増となった。これは、利用者の低迷による運賃収入が減少したものの、前年度に引き続き熊本県公共交通応援金の補助があったこと、また、令和 2 年 4 月からの上島再編にかかる路線バスの減便等ダイヤ見直しによる経常費用の減少により、前年度からほぼ横ばいの赤字補てんとなったが、目標未達成であった。</p>
主な取組	<p>【路線バス】 令和 5 年 10 月 1 日から利用者の利便性向上及び効率的な運行を実施するため、市内 12 路線の廃止又は減便と、その代替交通（乗合タクシーの導入）について検討を開始。</p> <p>【バス利用促進策】 ・免許返納者に交通系 IC カード「くまモンの IC カード」の無料配付。（令和 3 年度申請交付件数 58 件）</p>	
事業の今後の改善点	<ul style="list-style-type: none"> 乗合タクシー、JR、湯島定期船等多様な交通形態との乗継利便性の向上を目指し、ダイヤ改正を適宜行うなどバスの利用促進を図る。 上島地域におけるバス路線網についても、新たな公共交通形態に替えるなど、再編に向けた見直しを実施していく必要がある。 	

項目 2

基本方針	記「1 (1)」 持続可能な地域公共交通網の形成 (乗合タクシー)																																						
目標	記「2 (1)」 地域公共交通の維持・確保																																						
評価指標	① 乗合タクシーの年間利用者数 8,890 人 ② 乗合タクシーの収支率 33.0%																																						
事業概要	さんばーるバス停留所を拠点とし、主に上島地域において路線バスの運行区間や経路等の見直しを行う。併せて、各種拠点における地域公共交通相互の乗換情報提供や接続ダイヤの強化など、連携強化を図るもの。																																						
実施主体	上天草市、交通事業者 (協和タクシー、藤川タクシー、柳タクシー、松島タクシー、上天草ライン)、地域住民																																						
事業実施の適切性	B	上島地域における路線バスの運行区間などの見直しと併せて、乗合タクシーの導入の可否について検討している。また、運行地区の実状に応じ、ダイヤ又は乗降所の見直しを行っている。																																					
目標・効果達成状況	B	<p>① 年間利用者数については、令和3年度は9,867人となり、指標と比べると977人(指標比111.0%)多かったが、前年度と比べると519人(前年比95.0%)の減となった。地区別の利用状況については、下表のとおり。乗合タクシーにおいても、路線バスと同様、新型コロナウイルスの影響を少なからず受けており、目標は達成しているが、利用者が大きく増加することはなかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>利用者</th> <th>前年度比</th> <th>収支率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維和A地区</td> <td>849人</td> <td>102.3%</td> <td>22.3%</td> </tr> <tr> <td>維和B地区</td> <td>1,149人</td> <td>115.0%</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>長砂連・野米地区</td> <td>3,321人</td> <td>92.8%</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>白涛・東満地区</td> <td>266人</td> <td>96.4%</td> <td>21.3%</td> </tr> <tr> <td>夏・唐地区</td> <td>264人</td> <td>64.5%</td> <td>18.8%</td> </tr> <tr> <td>大作山地区</td> <td>62人</td> <td>124.0%</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td>樋島地区</td> <td>3,953人</td> <td>93.5%</td> <td>39.6%</td> </tr> <tr> <td>樋合地区</td> <td>3人</td> <td>21.4%</td> <td>22.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 全体の収支率については、令和3年度実績は29.2%で、指標と比べると3.8%下回り、前年度と比べると0.6%減少した。地区別の収支率については、一部地区では前年度を上回ったものの、多くの地区において前年度を下回っていたことから、その結果目標未達成であった。</p>		地区	利用者	前年度比	収支率	維和A地区	849人	102.3%	22.3%	維和B地区	1,149人	115.0%	24.4%	長砂連・野米地区	3,321人	92.8%	30.3%	白涛・東満地区	266人	96.4%	21.3%	夏・唐地区	264人	64.5%	18.8%	大作山地区	62人	124.0%	21.2%	樋島地区	3,953人	93.5%	39.6%	樋合地区	3人	21.4%	22.5%
地区	利用者	前年度比	収支率																																				
維和A地区	849人	102.3%	22.3%																																				
維和B地区	1,149人	115.0%	24.4%																																				
長砂連・野米地区	3,321人	92.8%	30.3%																																				
白涛・東満地区	266人	96.4%	21.3%																																				
夏・唐地区	264人	64.5%	18.8%																																				
大作山地区	62人	124.0%	21.2%																																				
樋島地区	3,953人	93.5%	39.6%																																				
樋合地区	3人	21.4%	22.5%																																				
主な取組	<p>【樋合地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月、利用促進を図るためのチラシを全戸配布。 ダイヤの改正及び目的地の追加等の運行内容の見直し(令和3年12月1日～)。 <p>【龍ヶ岳地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乗降所の追加(令和3年12月1日～)。 																																						
事業の今後の改善点	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス、JR、湯島定期船等の多様な交通形態との乗継利便性の向上を目指し、ダイヤ改正を適宜行うなど、乗合タクシーの利用促進を図る。 地区単位での収支率及び乗合率の改善を図るための利用促進策の検討・計画・実施を行う必要がある。また、各地区への周知チラシの配布など、効果的な情報発信を行う。 免許返納者に対し、交通系ICカードを配付し路線バスの利用促進を図っているが、乗合タクシーには利用促進策がないため、その方策(制度設計)について検討する。 																																						

項目 3

基本方針	記「1（2）」ターゲットや役割分担を明確にした地域公共交通体系の構築	
目標	記「2（2）」地域資源を活用した地域公共交通の導入	
評価指標	スクールバスと路線バス等が連携した新たな地域公共交通の導入地域数 1 地域（令和 3 年度） ※目標値（令和 4 年度） 3 地域	
事業概要	各交通資源の役割分担を考慮し、スクールバスが運行している地域において、スクールバスへの混乗又は空き時間での活用、更には路線バスを活用したスクールバスとしての機能確保などについて取り組むもの。	
実施主体	上天草市、交通事業者（産交バス、協和タクシー、松島タクシー、姫戸タクシー、上天草ライン）、地域住民、関係機関	
事業実施の適切性	C	スクールバスの活用に当たっては、混乗に係るセキュリティなどの課題を整理する必要があるが、その整理が十分行えず、スクールバスの所管課との協議まで至らなかった。
目標・効果達成状況	C	1 地域の導入を目標としていたが、課題整理に多くの期間を要していることから、目標未達成であった。
主な取組	スクールバスの運行状況と路線バスの運行状況を見比べ、運行時間及び運行ルートなどにおける重複部分の確認を行っている。	
事業の今後の改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、想定している導入地区については、大矢野町上地区を想定しており、教育委員会と協議した上で、学校、保護者、交通事業者等との調整が必要である。 ・導入地区に応じて需要に対する適切なサービス水準（運行日、運行本数・時間帯など）を検討する必要がある。 ・既存の地域公共交通で提供していたサービスを確保・維持しつつ、地区の需要に応じた柔軟かつ効率的な運行が可能かを検証する必要がある。 	

項目 4

基本方針	記「1 (2)」ターゲットや役割分担を明確にした地域公共交通体系の構築	
目標	記「2 (3)」 新たな地域公共交通の導入	
評価指標	新たな地域公共交通の導入地域数 1 地域 (令和 3 年度) ※目標値 (令和 4 年度) 1 地域	
事業概要	客貸混載事業などをはじめとする地域公共交通に関する技術的・制度的な動向を踏まえ、人流と物流の観点から過疎地域の高齢者やターゲットに応じた新たな地域公共交通の導入を目指すもの。	
実施主体	上天草市、交通事業者、交通管理者、道路管理者、地域住民、関係機関	
事業実施の適切性	A	過疎地域の高齢者等をターゲットに絞り、新たな地域公共交通として、自家用有償旅客運送の実証運行を実施している。
目標・効果達成状況	A	教良木河内地区において、教良木河内活性化協議会が実施主体となって、自家用有償旅客運送の実証運行を実施。実施後、自家用有償旅客運送の導入の可否、公共交通の需要及び配車システムの有用性の検証を行っている。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・教良木河内地区における自家用有償旅客運送の実証運行の実施 (R3.8 月～10 月)。 ・運行結果を基に、自家用有償旅客運送の導入の可否などについて検証。 ・路線バスの代替となる地域公共交通の導入に向けて、産交バス株式会社及びタクシー事業者との協議を実施。 	
事業の今後の改善点	路線バスの利用状況及び自家用有償旅客運送の実証運行の検証結果を基に、教良木河内地区における最適な運行形態等を検討する必要がある。	

項目 5

基本方針	記「1（3）」 地域公共交通の利用促進及び需要創発	
目標	記「2（4）」 地域公共交通に対する市民の意識改善	
評価指標	① 地域公共交通座談会の実施件数 年4回 ② 市役所職員を対象としたノーマイカーデーの実施件数 週1回 ③ 地域公共交通だよりの発行 年2～3回	
事業概要	① 保育園児、小学生、高齢者等を対象に、地域公共交通に対する意識啓発を目的とした座談会を実施するもの。併せて、地域公共交通利用体験ツアーなど、地域公共交通を利用する機会を設けるもの。 ② 市全体の事業所などを対象に、週1回又は月1回、地域公共交通を利用するきっかけとして、ノーマイカーデーを実施するもの。 なお、当面は市職員を対象に推進する。 ③ 地域公共交通に関する情報を定期的に発信するとともに、市民の地域公共交通に対する意識啓発を目的として、地域公共交通だよりを発行するもの。	
実施主体	上天草市、交通事業者、地域住民	
事業実施の適切性	C	① 新型コロナウイルス感染症防止の観点から未実施。 ② 同上 ③ 公共交通の利用促進のため、ダイヤ等の周知を図ったもの。
目標・効果達成状況	C	① 座談会等が実施できず、目標未達成であった。 ② 例年市役所では、週1回ノーマイカーデーが設けられていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症防止の観点から未実施であったため、目標未達成であった。 ③ 地域公共交通だよりは発行できなかったが、路線バスの時刻表を行政区に配付し、路線バスの利用向上を図った。（配付数176行政区）
主な取組	① なし ② なし ③ 路線バス時刻表を市HPで掲載するとともに、各行政区に配付。	
事業の今後の改善点	・座談会等は、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、実施する。 ・地域公共交通だよりを発行し、市民に対し、公共交通の利用状況等について細目に情報発信を行っていく。	

項目 6

基本方針	記「1（3）」 地域公共交通の利用促進及び需要創発	
目標	記「2（5）」 観光客などの地域公共交通の利便性向上	
評価指標	① 路線バスを活用した観光施策の件数 3件（令和3年度）	
事業概要	観光客をターゲットとした地域公共交通体系の構築や観光関係機関と連携した路線バスを活用した観光需要の取り込みに向けたニーズ調査を実施し、地域公共交通の利便性増加を図ることで、観光客などの地域公共交通の利用増加を目指すもの。	
実施主体	上天草市、地域関係者（観光施設、商業施設等）、交通事業者	
事業実施の適切性	C	観光需要の取り込みに向けた取組を検討するに当たり、その準備として、観光客の移動手段や行き先などを調査する必要があるが、観光関係機関との協議ができなかった。
目標・効果達成状況	C	観光客の移動手段や行き先などが把握できず、既存の地域公共交通の活用検討に至らず、目標未達成であった。
主な取組	なし	
事業の今後の改善点	観光客の移動手段及び行き先などを調査（観光関係機関への聞き取りなど）するとともに、既存の地域公共交通を活用した観光プランの創設について、先進地の事例を研究する必要がある。	

項目 7

基本方針	記「1（4）」 市民と一体となり持続可能な地域公共交通に関する仕組みの構築	
目標	記「2（6）」 地域公共交通に関する新たな仕組みづくり	
評価指標	① 地域と連携した利用促進の実施件数 1件	
事業概要	地域で開催されるイベント等と連携し、地域公共交通の利用促進を目的としたキャンペーンを実施するもの。	
実施主体	上天草市、交通事業者、地域住民、その他関係者	
事業実施の適切性	C	新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが少なく、イベントと利用促進に係る取組とのマッチングが調整できなかった。
目標・効果達成状況	C	利用促進に係る取組がイベントとマッチングできず、目標未達成であり、意識改善が図れなかった。
主な取組	なし	
事業の今後の改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等ターゲットを明確にし、バス、乗合タクシー、交通系ICカード利用の仕方など、利用促進策を講ずる必要がある。 ・福祉部門など、関係機関と連携した取組を検討する。 	

令和4年度予算(案)について

令和4年度上天草市地域公共交通活性化協議会 予算書(案)

●収入

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	算出根拠
				当初	
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 市負担金	7,662,500	上天草市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1 補助金	1,237,500	国土交通省所管令和4年度地域公共交通調査事業(計画策定事業)補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,305,086	令和3年度からの繰越
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1 雑入	14	預金利息
合 計				10,205,100	

●支出

(単位:円)

款	項	目	節	予算額	算出根拠
				当初	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	1 報酬	140,000	委員報酬5人×4回
			2 費用弁償	71,000	委員費用弁償5人×4回
			3 消耗品費	10,000	会議準備品
	2 事務費	1 事務費	1 消耗品費	15,000	コピー用紙代 他
			2 役務費	15,000	・通知等発送用通信費 ・振込手数料 他
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1 委託料	9,900,000	上天草市地域公共交通計画策定支援業務委託
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1 予備費	54,100	
合 計				10,205,100	

令和4年度取組（案）について

1 上天草市地域公共交通網形成計画に基づく事業の実施に係る連絡調整等

上天草市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通計画の作成に関する協議及び上天草市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）に基づく事業の実施に係る関係機関、交通事業者等との連絡調整を行い、事業実施の充実を図る。

なお、市では、形成計画に基づき、バスやの乗合タクシーの利用促進のため、以下の事業に取り組んでいるところ。

【形成計画に基づく市の取組】

1 地域公共交通網の見直し

上島地域における地域公共交通について、路線バスの廃止又は減便を視野に入れ、その代替交通を交通事業者及び関係機関と協議・検討を行い、地域住民から意見等を徴取しながら、今後の地域公共交通の方針を決定する。

大矢野地区において、地域住民の意見等を徴取し、路線バス（SUNまりんバス）の運行見直し等の検討を行う。

2 運転免許返納者への交通系ICカードの無料配付

市では、令和元年度から免許返納者に対し、交通系ICカードを無料で配付し、バスの利用促進を図っており、令和4年度も引き続き実施する。

また、乗合タクシーの利用促進に係る取組についても、先進地の事例などを研究し、検討する。

3 地域公共交通座談会の実施

乗合タクシーの利便性向上又は導入に当たり、対象地区にて座談会を実施する。令和4年度は、大幅な地域公共交通の見直しを検討していることから、全町にわたり対象地区住民より意見を徴取する。

4 バスや乗合タクシーの乗り方教室の実施

高齢者や保育園児等を対象とし、産交バスに協力のもと、交通系ICカードの利用方法やバスへの乗り方教室を実施する。

また、乗合タクシーの利用方法については、チラシを配布し、周知する。

5 路線バスとしてのスクールバスの活用

スクールバスと路線バスの運行が重複している大矢野町上地区において、路線バスの代替としてのスクールバスの活用の可否について、教育委員会と協議する。

6 地域公共交通だよりの発行

路線バス及び乗合タクシーのダイヤの改正や、利用実績、今後の地域公共交通における取組など、地域公共交通に関する情報を市HPや行政区回覧等で発信する。

2 上天草市地域公共交通計画の作成

市では、現行の公共交通に関するマスタープランの形成計画が令和4年度をもって期間満了を迎えることから、新たなマスタープランを策定する必要がある。新たなマスタープランとなる上天草市地域公共交通計画の策定に当たっては、上天草市地域公共交通活性化協議会が実施主体となり、人口減少、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等を踏まえ、形成計画を検証した上で、関係機関、交通事業者等と協議し、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保するための計画を作成する。

上天草市地域公共交通計画策定業務について

上天草市地域公共交通計画の策定に当たり、現況調査・整理をはじめ、目標設定、施策の検討などに専門的な知識を有することから、下記のとおり専門事業者に業務を委託するもの。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 上天草市地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 履行場所 上天草市内全域
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月17日まで
- (4) 予算額 9,900千円(税込み)
- (5) 委託者 上天草市地域公共交通活性化協議会

2 業務内容

別添仕様書案のとおり

3 策定スケジュール

現時点で想定する作業工程は以下のとおり。ただし、この作業工程は、今後受託者が予定するものを拘束するものではない。

実施項目		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 業務計画	業務計画書の作成	→								
(2) 概況整理	ア 上位・関連計画の整理	→								
	イ 基礎データの整理	→								
(3) 現状分析・課題の整理	ア 公共交通の現状整理		→							
	イ 形成計画の検証		→							
	ウ 公共交通利用者の現状把握及びニーズ調査		→	→						
	エ 公共交通事業者、その他関係団体へのヒアリング調査		→	→						
	オ 公共交通空白地域における移動手段の検証				→					
	カ 公共交通に関する課題の整理				→					
(4) 交通計画の策定	ア 基本方針（将来像）、計画目標の設定					→				
	イ 計画目標を達成するための事業及び事業主体等の提案					→				
	ウ 交通計画（素案）の取りまとめ					→				
	エ パブリック・コメント手続の実施支援							→		
	オ 交通計画書及び交通計画（概要版）の案の取りまとめ								→	
協議会	計画内容の確認等			★			★			★
打合せ	受託者との打合せ	→								

上天草市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

本仕様書は、上天草市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が実施する上天草市地域公共交通計画策定業務委託について、必要な事項を定める。

1 業務名

上天草市地域公共交通計画策定業務委託

2 業務の目的

全国的に自家用車への依存の高まりや人口減少が進む中、バス等の公共交通機関の利用者が減少し、交通事業者や自治体の財政負担が増加するとともに、路線バスの減便又は廃止など、公共交通事業を維持していくことは年々厳しさを増している。

上天草市においても例外ではなく、誰もが移動しやすい交通手段を確保することは、個人の自立した生活を支え、まちづくりや地域社会の活性化へ非常に重要な課題となっている。

本業務は、令和4年度に期間満了を迎える上天草市地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）に替わり、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーなどの既存の地域公共交通を見直し、地域の特性を考慮した地域公共交通を検証するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に基づき、上天草市の地域公共交通のマスタープランとなる上天草市地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）を策定するものである。

3 業務対象区域

上天草市内全域

4 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

5 業務内容

(1) 業務計画

本業務の目的を十分に考慮し、合理的かつ着実に作業を進めるため、業務の実施方法、工程、体制等を記載した業務計画書を作成すること。

(2) 概況整理

ア 上位・関連計画の整理

交通計画を策定する上で反映すべき上位・関連計画の内容を整理し、交通計画との整合を図ること。

イ 基礎データの整理

交通計画を策定するための基礎データとして活用するため、国勢調査等の各種統計調査等を活用しながら、上天草市の地理的状況、人口・世帯の状況、行政・文化・観光・福祉等各種施設の立地状況や公共交通の利用状況を整理すること。

(3) 現状分析・課題の整理

ア 公共交通の現状整理

(ア) 上天草市内で運行している路線バス、タクシー、コミュニティバス、乗合タクシー等の公共交通について、その運行状況、乗降客数の推移等を整理すること。

(イ) 路線バスについては、上天草市から市域外へ運行している路線についても、上記と同様に整理すること。

(ウ) バス停上屋の設置状況や老朽化の状況、バス車両のバリアフリー化の状況等を整理すること。

(エ) 民間事業者による福祉輸送や病院など多様な送迎サービスの運行状況について、調査及び整理すること。

イ 形成計画の検証

形成計画に位置付けている施策・目標等について進捗状況等を把握するとともに、背景にある問題点・課題を明らかにし、交通計画への反映方法などを検証すること。

ウ 公共交通利用者の現状把握及びニーズ調査

市民等の移動の状況や公共交通の利用実態、ニーズ及び既存サービスに対する利用者の評価を把握するためのアンケート調査等を実施すること。

エ 公共交通事業者、その他関係団体へのヒアリング調査

(ア) 公共交通に関する課題を詳細に把握していると考えられる市内の公共交通事業者に対するヒアリングを実施すること。

(イ) 交通計画を策定に当たり、意見が必要と考える観光協会や商工会などの関係団体への公共交通に関するヒアリングを実施すること。

オ 公共交通空白地域における移動手段の検証

郊外や山間部などに点在する公共交通が通らない空白地域における移動手段の方向性を検証すること。

カ 公共交通に関する課題の整理

上記アからオまでの現状整理の内容を受け、上天草市の公共交通に関する課題を以下の視点により分析し、整理すること。

- ・ 人口減少に対応した公共交通網の維持確保
- ・ 商業施設、観光施設、医療機関、学校等各拠点を活用した新たな公共交通網の整備
- ・ 交通弱者対策
- ・ 周辺地域との連携
- ・ 路線バス等の既存の公共交通における利用改善策
- ・ 新たな利用促進策
- ・ 新たなテクノロジーの活用
- ・ 最適な運行形態
- ・ その他の視点（まちづくりと公共交通がもたらす便益との整合性など）

(4) 交通計画の策定

ア 基本方針（将来像）、計画目標の設定

(ア) 課題、問題に対応するための地域公共交通の将来像（基本方針）を設定するとともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化し、取組の方向性を提案すること。

(イ) 上記（ア）の地域公共交通の将来像（基本方針）の設定に当たっては、まちづくりや観光振興、高齢者福祉、子育て支援などの様々な視点を含めること。

(ウ) 計画目標については、基本方針に即した定量的な目標（数値目標・評価指標等）を設定し、目標の年次や設定理由を提案すること。

イ 計画目標を達成するための事業及び事業主体等の検討

(ア) 計画目標を達成するために実施すべき年度ごとの事業及びその事業主体・実施時期等を提案すること。

(イ) 目標達成状況の評価を行うために実施する調査や評価時期、見直し時期等を提案すること。

ウ 交通計画（素案）の取りまとめ

これまでの内容を踏まえて、令和4年12月23日（金）までに交通計画（素案）を作成すること。

エ パブリック・コメント手続の実施支援

令和5年1月に予定しているパブリック・コメント手続の実施に当たり、上天草市のホームページ掲載用の資料作成、意見の集約、回答作成に当たっての助言、及び交通計画（素案）への反映等を行うこと。

オ 交通計画書及び交通計画（概要版）の案の取りまとめ
パブリック・コメント手続結果を踏まえて、交通計画書（案）及び交通計画（概要版）（案）を作成すること。

(4) 協議会の運営支援

交通計画の策定に向けて開催される協議会（3回程度）において、会議用資料の作成、資料説明（会議出席）、議事録の作成等の運営支援を行うこと。協議会の委員報酬、会議用資料印刷費用等は協議会が負担する。

(5) 協議会事務局との打合せ

必要に応じ、協議会事務局との打合せを実施すること。

6 成果品

(1) 上天草市地域公共交通計画 1部（仕様：A4版、カラー）

(2) 上天草市地域公共交通計画（概要版） 1部（仕様：A3版、カラー）

(3) 業務報告書（各種調査集計・分析結果及びその関係資料）一式

(4) 上記（1）～（3）を記録した電子媒体（CD-R）一式

※電子媒体については（1）から（3）それぞれをPDF及び加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成し、提出すること。

7 成果品の提出先

協議会事務局（上天草市役所企画政策部企画政策課内）

8 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て協議会に帰属するものであり、協議会の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

9 検査

成果品については、完成後、協議会事務局の検査を受けることとし、検査、合格の承認を得て、成果品の引渡しを行うこと。

10 支払方法

業務終了後、国からの補助金受入れ後に一括払いとする。

11 その他

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の遂行に当たり、技術を最大限発揮できるよう努める

とともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。

- (3) 受託者は、業務の遂行において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、協議会と協議の上、原則として受託者負担により実施するものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た個人情報、その他秘密事項を他人に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務内容の全てを一括して第三者に委託することはできない。ただし、業務内容の一部を再委託したい場合は、あらかじめ協議会の承認を得ること。
- (6) 受託者は、新型コロナウイルス感染症対策に十分に配慮して業務を遂行すること。
- (7) この仕様書に定めがない事項及び仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。